

個人情報保護法その2

高 勝義

個人情報保護法は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することにあるという。特に注意すべき点は、①利用目的を特定すること②目的以外に利用してはならないこと③あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないことである。

①と②については我々臨床医にとって特に問題ではない。大学病院や他の研究機関のように、患者さんの資料でもって研究をする必要はほとんど無いからである。

しかし、③についてはいささか問題がある。先日のある新聞によると、患者さんの病状について、家族といえども本人の許可なしに説明をすることは個人情報保護法に違反するとある。つまり患者さん自身に貴方の全ての個人情報を家族にお話ししていいですかと聞き、了解を受けてから話さなければならないのである。

家族の中で相続問題など色々なトラブルがあり、患者さんの病状によっては、家族問題に影響することもある。時にはたとえ家族といえども真実を話したくないという人もいるだろう。私の40年間の医者生活の間に、真実を家族に話してほしくないという人は一人か二人ぐらいであったような気がするのだが、明確には覚えていない。

インフォームドコンセントが叫ばれて早15年あまりが過ぎているにもかかわらず、患者さんに真実を話すこと（癌の告知）は未だ満足に行われていない。全ての患者さんに真実が話されていないにもかかわらず、貴方の真実を家族の方に話していいですかと一人一人に聞き、その上で家族に説明することが現実的であろうか。余命もう幾ばくも無い時とか、状況が非常に厳しい時などには、患者さんに真実を話す前に家族とどうしようか、本人にも話すべきかどうかなどを相談する事もしばしばである。患者さんに判断能力が乏しいときとか、患者さんに真実を話すことによって不利益が生じる場合は、本人の許可なしに第三者に話してよいとする抜け道も用意されている。結局はこの抜け道を理由に今まで通りにやるしかないようである。

個人情報保護という難しい考えはなかったが、患者さんのことはたとえ妻であっても決して話さないのが医者の常識と思ってやってきた。一宮に長くいると、妻もそれなりに友人ができ、悪気はないのだが、友人との会話の中で、私からの患者さんの病態について話さないとも限らないからである。個人情報保護法によって個人の権利が守られることは真によいことであるのだが、医師と患者と家族の間まで、杓子定規に規制されることは真に困ったことである。

(山下病院 院長)

移動ネット愛知主催
安全運転講習会を開催しました
安全・安心な移動サービスの為に

第4回介護助け合いあいちフォーラム in 愛知

- ◇日時・2005年3月21日(月)10:00~17:00
- ◇場所・愛知県産業貿易館 本館4階
- ◇主催・市民福祉団体全国協議会(市民協) 市民協愛知(介護助け合いフォーラム 実行委員会)
- ◇内容・「現状の課題と展望」 市民協事務局長 田中尚輝氏
- 「これからどうなる介護保険」 厚生労働省老健局総務課 課長補佐 宮崎敦文氏
- 「わたしの小規模多機能地域密着ケア」 あいちたいようの杜 吉田一平氏
- 「全国宅老所フォーラムで何が語られたか」 NPO法人 はじめのいっぽ 代表 野上美千代氏
- 第一分科会「福祉系NPOの役割とは何か」 「流山裁判が我々に問うもの」 4人のパネリスト
- 第二分科会「助け合いの輪を広げるために」
- ◇参加費・3,000円
- ◇申込・3/10までに「まごころ」事務局へ

一宮市・尾西市・木曾川町合併に伴う
福祉サービスの変更(4月から)

■介護保険事業住宅改修費申請方法

介護保険制度での住宅改修費は、要支援、要介護認定を受けた方が、手すりをつけたり、段差解消などの小規模な工事にかかった費用が支給される制度です。これまで工事後の申請が、この4月から工事前の申請に変更。

■介護用品給付

市民税非課税世帯で、要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族等が受けられる介護用品給付の限度額が、年75,000円から年60,000円に変更。

■配食サービス

おおむね65歳以上で、1人暮らしの方が受けられる配食サービスは、必要に応じ月~土曜日に配達されます。この負担金が1食200円から250円に変更。

これは、障害者福祉も準じます。

障害者だけの世帯・障害者と高齢者の世帯・障害者と15歳以下の児童だけの世帯に受けられる配食サービスが、これまでの負担金1食200円から250円に変更。

■訪問理美容サービス

おおむね65歳以上で、在宅で寝たきりの方が受けられる訪問理美容サービスは、これまで年6枚のサービス券で負担がありませんでしたが、4月からは年6枚のサービス券で負担金が1回1000円必要になります。(以上、詳しくは高年福祉課または福祉課へ)

3月の予定

- 1日(火) 会報「まごころ」発行
- 2日(水) 児童デイ
- 3日(木) ミニデイサービス サービス提供責任者会議 (保額)
- 4日(金) 児童デイ
- 5日(土) 児童デイ
- 6日(日) 定例会・勉強会
- 7日(月) 児童デイ
- 8日(火) ミニデイサービス
- 9日(水) 児童デイ
- 10日(木) ミニデイサービス・定例会 サービス提供責任者会議 「市民協愛知」理事会
- 11日(金) 児童デイ
- 12日(土) 児童デイ
- 14日(月) 児童デイ
- 15日(火) ミニデイサービス
- 16日(水) 児童デイ
- 17日(木) ミニデイサービス サービス提供責任者会議 (保額)
- 18日(金) 児童デイ
- 19日(土) 児童デイ
- 21日(月) 児童デイ 介護助け合いあいちinフォーラム
- 22日(火) ミニデイサービス 理事会
- 23日(水) 児童デイ
- 24日(木) ミニデイサービス サービス提供責任者会議
- 25日(金) 児童デイ 支援費愛知県集団指導研修(括弧)
- 26日(土) 児童デイ
- 26日~27日 6年宿泊研修(当館特)
- 28日(月) 児童デイ
- 29日(火) ミニデイサービス
- 30日(水) 児童デイ(6社と在社研修会)
- 31日(木) ミニデイサービス サービス提供責任者会議



協力会員	56人
利用会員	95人
賛助会員	114人
合計	265人

有償活動件数	18件
有償活動人数	31人
ミニデイサービス利用者	79人
移動サービス利用件数	193件
ふれあい広場利用回数	10回
助け合い活動時間	441時間
補助活動(精神障害者在宅)	12時間

利用件数	53件
生活支援	526時間
身体介護	640時間
合計	1166時間

訪問件数	30件
身体介護	168.5時間
家事援助	113.5時間
移動介護	53.5時間
日常生活支援	4.5時間
合計	340時間
1月児童デイ	
児童デイ開所日	16日
延べ参加人数	158人

ふれあい広場

- *太極拳 毎週火曜 16時~17時
- *ピアノ教室 3/7・3/28 9時30分~
- *手話教室 毎週水曜 19時30分~20時



4月の定例会

- 4月3日(日) 定例会: 9:30~10:30
- 勉強会: 施設を学ぶ 10:30~12:30